

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年1月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900497号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900097号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成27年12月11日及び平成28年7月5日は29万5,000円、同年12月9日は28万9,000円、平成29年8月1日は30万8,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月11日、平成28年7月5日、同年12月9日及び平成29年8月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月11日、平成28年7月5日、同年12月9日及び平成29年8月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から、平成27年12月11日、平成28年7月5日及び同年12月9日は30万円、平成29年8月1日は32万円に訂正することが必要である。

なお、平成27年12月11日、平成28年7月5日、同年12月9日及び平成29年8月1日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月11日
② 平成28年7月5日
③ 平成28年12月9日
④ 平成29年8月1日

私が勤務しているA社の事業主から、賞与の届出をしていなかったため年金記録の訂正が必要であると聞き、記録を確認したところ、請求期間に係る賞与の記録が、厚生年金保険の保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)にされている。請求期間について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3・判断の理由

1 A社から提出された請求者に係る「給与所得に対する源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」という。）及び事業主の陳述により、請求者は、請求期間①、②及び③は30万円、請求期間④は32万円の賞与の支払を受け、請求期間①及び②は29万5,000円、請求期間③は28万9,000円、請求期間④は30万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、源泉徴収簿及び事業主の陳述により認められる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は29万5,000円、請求期間③は28万9,000円、請求期間④は30万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年10月3日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①、②、③及び④について、上記のとおり賞与の支払を受けていたことが確認でき、これらは上記1の訂正後の標準賞与額より高額であることから、請求者の標準賞与額を、請求期間①、②及び③は30万円、請求期間④は32万円に訂正することが必要である。

なお、源泉徴収簿及び事業主の陳述によると、請求者は、上記訂正後の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、上記訂正後の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900496号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900098号

第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年9月30日から同年10月1日まで

昭和54年4月1日にC社に入社し、同日から同年9月30日まで研修期間としてA社B工場に勤務し、同年10月にC社B工場に異動になった。請求期間を継続して勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社B工場における雇用保険の加入記録、同社における請求期間当時の総務担当者及び同僚の回答、同社の後継事業所であるC社から提出された請求者に係る「個人台帳」及び同社の事業主の回答により、請求者は請求期間においてA社B工場に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和54年9月の標準報酬月額については、請求者のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社が加入していた厚生年金基金の移行先である企業年金基金から提出された請求者に係る「年金額・一時金額計算書」により確認できる請求者の同社における資格喪失時の標準報酬月額により、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の事業主は請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和54年10月1日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当

時) に対し提出したか否か及び請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付したか否か不明である旨回答しているが、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日(昭和54年9月30日)は厚生年金基金の資格喪失年月日と一致しており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が請求者の同社における資格喪失年月日を誤って記録したとは考え難いことから、同社から請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日及び厚生年金基金の資格喪失年月日を昭和54年9月30日とする届出が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。